

策定年月	平成18年 9月
変更年月	平成23年11月
変更年月	平成26年 9月
変更年月	令和 3年10月
変更年月	令和 5年10月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年10月
小千谷市

～ 目 次 ～

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	営農類型ごとの経営規模の指標	5
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	10
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他実施に関する事項	11
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態等と今後の見通し	13
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	13
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	地域計画の策定・推進に関する事項	14
2	利用権設定等促進事業に関する事項	15
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
4	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第 6	その他	23
別紙 1		1
別紙 2		2

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 小千谷市は新潟県の中央部よりやや南部、新潟平野と魚沼山地との接点に位置しており、中央部を大河信濃川が南北に流れ、河岸段丘上に平地、山間地と全く条件の異なる農地を有している。このような立地条件の下、本市は稲作を中心とした農業生産を展開しており、米の生産額は全市の農業生産額の大半を占め、まさに稲作が農業の生産基盤を支えている。中でもコシヒカリの作付率は、水稲作付の85%を超えている。今後も生産性の向上と安定生産に努めるとともに、よりおいしく安全な米作りに努めるものとする。

園芸部門においては、カリフラワー、メロン、すいか、にんじん、里芋、養液トマトなどを重点作物として産地化を推進している。特にカリフラワーは県下最大の産地を形成しており、これからもシェア拡大を図っていくものとする。その他、新たな優良品目の導入や施設園芸についても取り組んでいく。

畜産部門においては、酪農及び肉用牛の経営が行われているが、生乳の生産調整、格付け低下による価格の低迷等により生産額の減少が続いている。これに対し、生産コストの低減・環境問題への適切な対応、流通加工の合理化、安全な畜産物の生産等を基本とし効率的・安定的な経営体の育成を図っていく。

今後も稲作を基幹作物としながら、園芸及び畜産等を取り入れた効率的な複合経営を展開していく、水田を有効活用した大豆、そば等の本作化を進めるとともに高能率・高生産性の水田農業を確立する。

そして、このような農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 小千谷市の農業構造については、山間地における過疎化の進行、市街地周辺の都市化の進展及び農業を取り巻く厳しい情勢等により農業人口は減少を続けており、定年退職をした兼業農家が農業を行うことにより、自給的農家の割合が増えてきているが、第2次・第3次産業への流出とともに、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化には歯止めがかからず、担い手不足による農業構造の弱体化が進んでいる。特に山間地における担い手不足は深刻であり、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化は顕著に現れてきている。

3 小千谷市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営指標は、小千谷市及びその周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり350万円～400万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が小千谷市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指していく。

4 小千谷市は、将来本市の農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興、発展を図るために行う自主的な努力を

助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、小千谷市は農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等の関係団体及び機関が十分な相互連携を図りながら有効な指導を行うとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う中心的な経営体を把握するため、地域の継続した話し合いを後押しする。さらに望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農業者に対して、上記の関係団体及び機関が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自ら地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう働きかけを行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を目指す意欲的な農業者に対しては、農業委員会等による活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報を把握することで、両者を適切に結び付け利用権設定等を進める。

なお、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

また、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業委員会等と連携しながら状況を把握する等し、発生防止及び解消に努める。

- 5 小千谷市は、水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地利用の集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画策定のための話し合いを通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の集積化を進める。地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等の担い手の経営改善に資するよう関係機関及び関係団体は役割分担を明確化しつつ、農業を担う者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地利用の集積の方向性を具体的に明らかにするよう助言を行う。特に認定農業者等担い手不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するための指導と助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となった、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため農業普及指導センターの指導の下に、既存園芸産地の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。一方で、将来に向け販売農家である準主業農家や副業的農家等の多様な農業者を育成・確保することについても関係機関、関係団体と連携し、推進していく。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、スムーズに法人形態へ移行できるよう、働きかけを行う。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を推進する。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推

進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがいを持ち農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、多様な農業者にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用の集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者等の担い手に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、小千谷市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 6 小千谷市は、小千谷市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者及び認定新規就農者等の担い手を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催、案内等を農業普及指導センター等の協力を受け行う。

特に、大規模経営をめざす経営体においては、適切な資金計画の下に農業用機械、施設への投資を行っていくため、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修など濃密な指導を実施する。

- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

小千谷市の平成27年度から令和4年度までの新規就農者は累計で40人であるが、従来からの基幹作物である水稻の産地として生産量の維持・拡大及び園芸作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、小千谷市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき新規就農者の年間目標人数

新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の年間の確保目標280人を踏まえ、小千谷市においては年間6人の新規就農者の確保を目標とする。

イ 新規就農者の労働時間・農業所得に関する数値目標

小千谷市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営改善計画の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得（第1の3に示す主たる従事者1人当たり年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始するものにあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた小千谷市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就

農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営、資金面については農業普及指導センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には小千谷市の認定農業者となるよう、働きかけていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に小千谷市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について次のとおり示す。

1 営農類型ごとの経営規模の指標

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	備考
1 土地利用型 (平場主体) (専業経営)	<作付面積等> 水稻 10.0ha 転作 4.0ha (大豆、そば、加工用米等) 計 14.0ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 10.0ha 計 14.0ha	<資本装備> トラクター35ps 1台 田植え機6条 1台 コンバイン3条刈 1台 トラック2t 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 育苗ハウス 2棟 <その他> 水田は2ha程度の団地化にする。 需要に応じた生産出荷体制の確立。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。	主たる従事者 2人 春、秋の農繁期においては臨時雇用で従事者を確保 所得目標 800万円 (2人)
2 土地利用型 (中山間地主体) (専業経営)	<作付面積等> 水稻 6.5ha 転作 2.5ha (加工用米、新規需要米等) 計 9.0ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 5.0ha 計 9.0ha	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植え機5条 1台 コンバイン3条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 <その他> 水田は1ha程度の団地化にする。 育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。	主たる従事者 1人 春、秋の農繁期においては臨時雇用で従事者を確保 所得目標 400万円
3 露地野菜複合型 (専業経営)	<作付面積等> 水稻 6.5ha 転作 2.5ha (大豆、そば、加工用米等) 野菜 2.0ha (すいか、メロン、カリフラワー、にんじん等) 計 11.0ha <経営面積> 自作地 5.0ha 借入地 6.0ha 計 11.0ha	<資本装備> トラクター35ps 1台 田植え機5条 1台 コンバイン3条刈 1台 トラック1t 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 野菜育苗ハウス 1棟 <その他> 育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。 すいかの後作にカリフラワーの作付けをするなど高度利用を図る。 野菜のブランド化を確立する。	主たる従事者 2人 野菜の定植、収穫期に臨時雇用従事者の確保を図る 所得目標 800万円 (2人)

営農類型	経営規模	生産方式	備考
4 肥育牛複合型 (専業経営)	<作付面積等> 水稲 6.0ha 飼料作物 2.5ha (転作含む) 計 8.5ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 4.5ha 計 8.5ha <その他> 肥育牛 50頭	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植え機5条 1台 コンバイン3条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 牛舎 1棟 飼料作物機械 1式 <その他> 育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はコントリーエレベーターを利用する。	主たる従事者 2人 繁忙期の臨時雇用を含む 所得目標 800万円 (2人)
5 酪農複合型 (専業経営)	<作付面積等> 水稲 4.0ha 飼料作物 4.0ha (転作含む) 計 8.0ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 4.0ha 計 8.0ha <その他> 経産牛 35頭	<資本装備> トラクター25ps 1台 田植え機4条 1台 コンバイン2条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 牛舎 1棟 飼料作物機械 1式 <その他> 育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はコントリーエレベーターを利用する。	主たる従事者 2人 繁忙期の臨時雇用を含む 所得目標 800万円 (2人)
6 土地利用型+ その他作物 (専業経営)	<作付面積等> 水稲 1.5ha 転作 0.6ha 計 2.1ha <経営面積> 自作地 2.1ha 借入地 0ha 計 2.1ha <その他> えのきだけ栽培 びん数13万本	<資本装備> トラクター25ps 1台 田植え機4条 1台 コンバイン2条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 瓶詰機 1式 ミキサー・接種機 各1台 <その他> 育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はコントリーエレベーターを利用する。	主たる従事者 1人 繁忙期の臨時雇用を含む 所得目標 400万円

営農類型	経営規模	生産方式	備考
7 花き複合型 (専業経営)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5.0ha 転作 2.0ha 花き 0.7ha 計 7.7ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 3.7ha 借入地 4.0ha 計 7.7ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター30ps 1台 田植え機5条 1台 コンバイン3条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 花きハウス 1棟</p> <p><その他></p> <p>育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。 花きは優良品種の導入と高品質化を図る。</p>	<p>主たる従事者 2人 繁忙期の臨時雇用を含む</p> <p>所得目標 800万円 (2人)</p>
8 露地野菜単一型 (専業経営)	<p><作付面積等></p> <p>野菜 3.0ha (カリフラワー、にんじん、メロン、すいか等) 計 3.0ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 1.5ha 借入地 1.5ha 計 3.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター35ps 1台 トラック1t 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 野菜育苗ハウス 1棟</p> <p><その他></p> <p>豪雪地域であることを考慮しつつも年間を通じて生産、出荷、販売を行う計画を作成する。 野菜のブランド化を確立する。</p>	<p>主たる従事者 1人 野菜の定植、収穫期に臨時雇用従事者の確保を図る</p> <p>所得目標 350万円 (1人)</p>
【参考】 土地利用型 (兼業経営) (平場)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 3.0ha 転作 1.5ha (大豆、そば、加工用米等) 計 4.5ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 3.0ha 借入地 1.5ha 計 4.5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター25ps 1台 田植え機4条 1台 コンバイン2条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟</p> <p><その他></p> <p>育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。</p>	<p>主たる従事者 1人 機械施設の共同利用を図る</p> <p>所得目標 180万円</p>

<p>【参考】</p> <p>土地利用型 (兼業経営) (中山間地)</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稲 3.0ha 転作 1.5ha (加工用米、新規需要 米等) 計 4.5ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 3.0ha 借入地 1.5ha 計 4.5ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター25ps 1台 田植え機4条 1台 コンバイン2条刈 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟</p> <p><その他></p> <p>育苗はJA越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。</p>	<p>主たる従事者 1人</p> <p>機械施設の共同利用を図る</p> <p>所得目標 150万円</p>
-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	備考
9 土地利用型	<p><作付面積等></p> <p>水稲 21.5ha 転作 6.0ha (大豆、そば、加工用米等) 計 27.5ha</p> <p><経営面積></p> <p>所有地 0ha 借入地 21.5ha 作業受託 6.0ha 計 27.5ha</p>	<p><基本装備></p> <p>トラクター30～60ps 2台 田植え機8条 2台 汎用コンバイン 2台 トラック2t 1台 トラック軽 1台 作業場 1棟 育苗ハウス 1棟 フォークリフト 1台</p> <p><その他></p> <p>乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。 大豆又はそば乾燥・調製は JA 越後おぢやの施設を利用する。</p>	<p>主たる従事者 3人 繁忙期の臨時雇用を含む</p> <p>所得目標1,200万円 (3人)</p>
10 複合経営	<p><作付面積等></p> <p>水稲 20.0ha 転作 13.0ha (大豆、そば、加工用米等) 露地野菜 1.5ha (すいか、メロン、カリフラワー、ネギ、アスパラガス、さつまいも、里芋等) 施設野菜 0.5ha (トマト等) 計 35.0ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 0ha 借入地 25.0ha 作業受託 10.0ha 計 35.0ha</p>	<p><基本装備></p> <p>トラクター30～60ps 3台 田植え機8条 2台 汎用コンバイン 2台 トラック2t 1台 トラック軽 2台 作業場 1棟</p> <p><その他></p> <p>育苗は JA 越後おぢやの育苗施設又は地域生産組織で対応する。 乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。 大豆又はそば乾燥・調製は JA 越後おぢやの施設を利用する。</p>	<p>主たる従事者 4人 繁忙期の臨時雇用を含む</p> <p>所得目標1,600万円 (4人)</p>
11 受託組織 土地利用型 (兼業経営)	<p><作付面積等></p> <p>そば 50.0ha 計 50.0ha</p> <p><経営面積></p> <p>作業受託 50.0ha 計 50.0ha</p>	<p><基本装備></p> <p>専用コンバイン(そば用) 2台 トラック軽 1台 播種機 2台 乾燥調製施設 1式 農機具庫(80坪) 1棟</p> <p><その他></p> <p>乾燥調製は自前施設か JA 越後おぢや施設を使用する。</p>	<p>主たる従事者 3人 繁忙期の臨時雇用を含む</p> <p>所得目標1,200万円 (3人)</p>

注) 目標所得額の算定においては、交付金等を算入

注) 育苗ハウスは硬化用

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区分	内容
経営管理の方法	<ol style="list-style-type: none">1 経営体自らが農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実践する。2 家計部門を明確に区分し、農業部門だけで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施する。3 経営企画力の向上により熟度を高め、法人化への移行を図る。4 経営管理に関する専門家の活用や研修等へ積極的に参加する。
農業従事の態様等	<ol style="list-style-type: none">1 給料制、休日制を導入、組織経営は、社会保険の加入促進等福祉を向上させ、農業従事者の安定的確保を図る。2 労働負担の軽減を図り、他産業並の労働時間を達成するため、補助従事者の確保、ヘルパー制度等の導入を図る。3 農作業環境や労働作業方法の改善を図る。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始するものにあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他実施に関する事項

小千谷市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業を担う者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談を行い、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農業者等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

小千谷市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業者、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導のほか、面接等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを講築する。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定及び推進のための地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターによる技術指導研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成

青年等が就農する地域での話し合いを踏まえて策定する地域計画に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金をはじめとする国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実に定着できるようサポートする。また、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へスムーズに移行できるよう働きかけを行

う。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業普及指導センター、農業協同組合、市内の認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

小千谷市の経営耕地面積は3,290haで、令和5年3月末時点での認定農業者等の担い手への集積面積は、1,750.4haであり、集積率は約53%である。

(2) 今後の見通し

市、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら農用地の集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積化が加速するものとする。

2 農用地利用の集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地利用の集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積等に関する目標

目標年度までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を90%程度まで進めることを目標とする。

上記2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積等に関する目標

項目	目標	目標年度
農用地利用の集積	○認定農業者等の担い手への集積 耕地面積の90%程度 (農地集積面積 2,961ha程度)	令和5年度

○農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の面的集積については、農地中間管理事業を中心に行うものとする。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標	目標年度		
	個別経営体	組織経営体	
(経営体数)	290	18	令和12年度

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積等を推進するために、小千谷市は、農業委員会、農業協同組合、小千谷市担い手育成総合支援協議会等関係機関及び関係団体と連携し、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

小千谷市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方針に即し、小千谷市農業の地域特性、即ち、稲作経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

小千谷市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画の策定・推進に関する事項
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備が完了している地区及び実施中の地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画の策定・推進を通して地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集積を進めるとともに、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、農地中間管理事業を活用し、担い手不足の下で発生が予測される遊休農地の発生防止を図る。

1 地域計画の策定・推進に関する事項

地域計画の策定及び推進のための協議の場の開催時期については、農繁期等の地区の事情を考慮して設定し、開催にあたっては、市のホームページ等で公報するほか、他の農業関係の組合や集まりを積極的に活用する。

協議の参加者については、農業者・市のほか、農業委員会・農業協同組合・土地改良区・県・その他の関係者とし、地区の農用地の出し手及び受け手の意向が、計画に反映されるよう調整する。参加者等から問い合わせがあった場合には、農林課で対応する。

地区の設定については、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、実状に合わせて設定する。農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定にあたって、農業委員会・農業協同組合・土地改良区・県等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行い、策定後は、地域計画に基づいた利用権の設定等が行われているか等、計画の進捗管理を実施する。

ただし、地域計画が公表される前日までは、従前の利用権設定等促進事業に関する事項に定めるところにより、利用権の設定等を行う。なお、文中の法令について、改正前のものについては旧法で読み解くものとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された県農林公社又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、農地中間管理機構に指定された県農林公社、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業若しくは業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発し

た場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 小千谷市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）に定める様式により開発事業計画を提出させる。

- ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 小千谷市は、(5)の申出その他の状況から農用地の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ② 小千谷市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続

期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

（5）要請及び申出

- ① 小千谷市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、小千谷市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 小千谷市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 小千谷市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 小千谷市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、小千谷市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 小千谷市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積及び利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除する旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を小千谷市長に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、共有土地の利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地の所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（9）公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員

会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑧までに掲げる事項を小千谷市の掲示板への掲示により公告するものとする。

（１０）公告の効果

（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（１２）紛争の処理

小千谷市は利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 小千谷市長は、旧法第１９条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第１８条第２項第６号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 小千谷市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 旧法第１９条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第１８条第２項第６号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 小千谷市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち旧法第１８条第２項第６号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。

④ ③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

⑤ 農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

小千谷市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施地域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を小千谷市に提出して、農用地利用規程について小千谷市の認定を受けることができる。

② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところ

に従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 小千谷市は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小千谷市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 小千谷市は②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積を行うものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。また、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなし、特定農業法人は認定農業者とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の

程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 小千谷市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 小千谷市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（新潟県農林公社）に指導又は助言を求めてきたときは、小千谷市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

４ 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

小千谷市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

地域計画の実現にあたっては、農作業受委託の推進に向けた農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

小千谷市は、1から5に掲げる事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 小千谷市は、農業生産基盤整備事業等を通じて、水田の大区画化を進めるとともに農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 小千谷市は、各種の整備事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 小千谷市は経営所得安定対策への取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 小千谷市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

小千谷市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げる目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・関係団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・関係団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小千谷市担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、小千谷市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成18年9月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成23年11月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、平成26年9月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和3年10月1日から施行する。

附則

1. この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

別紙 1（第 5 の 2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第 18 条 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 7 2 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は、3年、6年、10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)を目安とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき小千谷市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の3と同じ。</p>	1の③に同じ	1の④に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の③に同じ。この場合において1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。